

王子本町二丁目町会規約

第 1 章 総 則

(名 称 等)

第 1 条 この会は、王子本町二丁目町会という。

2 この会は、町章を右のとおりと定める。



(地 域)

第 2 条 この会は、王子本町二丁目及び十条台一丁目 3 番 18 号～20 号の区域（第 1 部～第 3 部に区分）に住所を有する者をもって構成する。

(事務所の所在地)

第 3 条 この会は、事務所を王子本町二丁目 1 番 5 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 4 条 この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、福祉の増進、町会会館の維持管理等に関し、地域的な共同活動を行い、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

(事 業)

第 5 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡事務に関すること。
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること。
- (4) 会員の福祉厚生に関すること。
- (5) 町会会館の管理運営に関すること。
- (6) 会員の慶弔に関すること。
- (7) 官公署並びに関係諸団体との協調及び連絡に関すること。
- (8) 賛助団体支援に関すること。
- (9) その他目的を達成するに必要なこと。

第 3 章 会 員

(会 員)

第6条 第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

2 前項の区域に事務所を有する団体は、賛助会員になることができる。

(会 費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入 会)

第8条 会員になろうとする者は、会長に届け出るものとする。

2 この会は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

3 この会の区域に入居した個人、又は団体に対しては、この会の趣旨を説明し、加入の案内を行うものとする。

(退 会)

第9条 会員が退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

2 会員が次の各号の何れかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) この会の区域内に居住しなくなったとき。

(2) 死亡又は解散したとき。

(3) 会費を1年以上滞納し、かつ、催促に応じないとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会した会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役 員

(役 員)

第11条 この会に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1 名

- (2) 副会長 若干名
- (3) 会 計 2名
- (4) 監 事 複数名
- (5) 理 事 35名以内

2 この会に、顧問、相談役及び専任役員を若干名置くことができる。

(役員を選出)

第12条 会長、副会長、会計、監事の選出は、役員会で選出された役員選考委員会が選考に当たり、これを総会に諮り、その議決を得なければならない。

- 2 役員は性別を問わず選出されなければならない。
- 3 監事は、他の役員を兼ねることができない。
- 4 理事は、会長及び副会長が選出し、会長が委嘱する。
- 5 顧問及び相談役は、役員会が推薦し、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第13条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 会計は、この会の会計事務を担当する。
- 4 監事は、この会の業務及び会計を監査する。
- 5 理事は、この会の業務を担当する。
- 6 顧問及び相談役は、会長の諮問機関とする。
- 7 専任役員は、この会の業務の一部を補佐する。

(役員の任期)

第14条 この会の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期中理由なくして出席しない場合は再任しない場合もある。

- 2 役員に欠員が生じたときは、第12条により補充することができる。補充された役員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 役員は、引き続き会員である場合に限り、辞任又は任期満了の場合にお

いても、後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

第 5 章 班 長

(班 長)

第15条 この会に、班長を置く。

2 各班は、会員10名内外をもって組織する。

(班長の選出)

第16条 班長は、各班において互選し、会長が委嘱する。

(班長の職務)

第17条 班長は、総会、役員会等の議決事項及び連絡事項等を班内の会員に通知するものとし、その他班内の業務を担当する。

(班長の任期)

第18条 班長の任期は、原則として1年とし、再任を妨げない。

第 6 章 会 議

(会議の種類)

第19条 この会の会議は、総会、役員会及び合同会議とする。

2 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(会議の構成)

第20条 総会は、会員をもって構成する。

2 役員会は、会長、副会長、会計及び理事をもって構成する。
ただし、監事は役員会に出席し、意見を述べることができる。

3 合同会議は、役員及び班長をもって構成する。

(権 能)

第21条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 規約の制定改廃に関すること。
 - (4) 理事を除く役員の選任及び解任に関すること。
 - (5) その他この会の運営に係る重要事項に関すること。
- 2 役員会は、次の事項を議決する。
- (1) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 第1項に定める事項につき、急を要するものについては、役員会で議決の上執行し、会長は、これを次の総会において報告し、その承認を得なければならない。
- 4 合同会議は、総会又は役員会の議決事項のうち、特に班長の協力を要する事項について協議し、その具体的な実施方法等を議決する。

(定時総会)

- 第22条 定時総会は、年1回開催し、会計年度終了後2か月以内に招集する。
- 2 定時総会において議決をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による議決をすることができる。
 - 3 前項の場合において、その議決は定時総会の議決と同一の効力を有する。

(臨時総会)

- 第23条 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。
- 2 臨時総会において議決をすべき場合において、会員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による議決をすることができる。
 - 3 前項の場合において、その議決は臨時総会の議決と同一の効力を有する。

(役員会・合同会議)

第24条 役員会及び合同会議は、会長が必要と認めたとき、又は役員及び班長の現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招 集)

第25条 総会及び役員会並びに合同会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、第23条の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から7日以内に役員会又は合同会議を招集しなければならない。
- 4 総会及び役員会並びに合同会議を招集する場合は、会員、役員、班長に対して、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前に通知しなければならない。ただし、役員会及び合同会議については、会長が緊急に開催する必要があると認めた場合は、この限りでない。

(議 長)

第26条 総会の議長は、総会に出席した会員の中から選任する。

- 2 役員会及び合同会議の議長は、会長がこれに当たる。

(定 足 数)

第27条 会議は、総会においては総会員の3分の1以上、役員会においては役員の2分の1以上、合同会議においては役員及び班長の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第28条 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。

- 2 役員会及び合同会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。
- 3 可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 4 総会において議決すべきものとされた事項について会員全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による議

決があったものとみなす。

- 5 前項の場合において、その議決は総会の議決と同一の効力を有する。

(書面表決)

第29条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員並びに班長は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法（電子メールやインターネット上のフォーム等）をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前頁の場合における第27条及び第28条の規定の適用については、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会員、役員及び班長の現在数
 - (3) イ 総会に出席した会員の数及び役員の氏名
ロ 役員会に出席した役員の氏名
ハ 合同会議に出席した役員及び班長の氏名
(書面表決者及び表決委任者を含む)
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過の概要及びその結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した会員又は役員、班長の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が署名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄付金品
- (3) 交 付 金
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入
- (7) 建物（町会会館）

所 在 北区王子本町二丁目 1 番 5 号

構 造 鉄筋コンクリート造・陸屋根 2 階建

床面積 1 階 80.85㎡ 2 階 70.49㎡

（資産管理）

第32条 資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

- 2 第31条(7)に掲げる資産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由のあるときは、総会の議決を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

（経費の支弁）

第33条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

（事業計画及び収支予算）

第34条 この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。

（事業報告及び収支決算）

第35条 この会の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後 2 か月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第36条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（会計区分）

第37条 本会の会計は、これを一般会計及び特別会計に区分する。一般会計とは、

本会の経常活動に関する会計をいい、特別会計とは、特に目的を定めて実施する事業活動に関する会計をいう。

- 2 特別会計は次の4会計とする。
 - (1) 古紙公園美化特別会計
 - (2) 祭礼特別会計
 - (3) 会館修繕 積立金会計
 - (4) 神輿修繕 積立金会計
- 3 特別会計の処理に必要な事項は、王子本町二丁目町会特別会計規程に別に定める。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第38条 この規約は、総会において総会員の3分の2以上の同意を得なければ、変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第39条 この会が総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て、この会と類似の目的を持つ団体に寄付するものとする。

第 9 章 雑 則

(書類・帳簿の備付け及び閲覧並びに保存期間)

第40条 この会は、その事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。会員は、書類及び帳簿等の閲覧を会長に請求し、閲覧することができる。

- (1) 規約（細則等を含む）
- (2) 認可・登記済証に関する書類
- (3) 役員（班長を含む）に関する書類

- (4) 会員に関する書類
 - (5) 会議議事録
 - (6) 会員名簿
 - (7) 備品台帳
 - (8) 収支及び支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (9) 各事業年度末の財産目録及び収支決算書
 - (10) 事業計画書及び収支予算書
 - (11) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の書類及び帳簿等の保存期間は、(1) (2) (3) (7)は永久保存とし、その他については5年保存とする。
 - 3 保存期間を経過した書類及び帳簿等の廃棄手続きは、別に定める。

(細 則)

第41条 役員会は、この規約を実施するに当たって、必要がある場合には、細則を定めることができる。役員会は細則を制定したときは、次の総会に報告し、承認を得なければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成4年5月6日（総会の翌日）から施行する。
- 2 この規約（一部改正）は、平成10年5月17日（総会の翌日）から施行する。
- 3 この規約（一部改正）は、平成14年5月19日（総会の翌日）から施行する。
- 4 この規約（一部改正）は、平成21年5月25日（総会の翌日）から施行する。
- 5 この規約（一部改正）は、平成30年5月28日（総会の翌日）から施行する。
- 6 この規約（一部改正、特別会計の設置）は、令和元年5月27日（総会の翌日）から施行する。

- 7 この規約（一部改正、書面又は電磁的方法による議決、書面表決及び特別会計の変更）は、令和8年5月25日（総会の翌日）から施行する。

（経過措置）

この規約の運用に伴うその他の必要な経過措置については、役員会の議決を経て別に定める。